

水質分析業務委託仕様書

1 水質分析業務の目的

水質分析業務は、守口市に所在する工場等からの排出水が、下水道法、守口市下水道条例に規定している排除基準を満足しているか確認するため、公共下水道管渠内の水質分析をし、公共下水道施設の機能保全のために行う必要があること。

併せて、下水終末処理場からの放流水についても水質汚濁防止法関係法令の水質基準を満足しているか確認し、公共用水域の保全に資することを目的とする。

2 水質分析業務の範囲

工場排水等及び下水終末処理場からの排水等の引渡し（引取り及び容器の返却）、保存、分析及び報告書の提出とする。

3 契約期間

令和 8 年 5 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

（令和 8 年度 令和 8 年 5 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで）

（令和 9 年度 令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで）

4 検体の採取等

(1) 採取は、本市担当者が行う。

(2) ダイオキシン類、大腸菌数等本市が指定するものは、採水器具・保存器具等必要な物品を契約業者より借り受け本市担当者が採取する。その際、状況に応じ採取状況を契約業者に通知する。

5 検体の引渡し等

(1) 引渡し日時・場所については、1 週間以前に本市担当者から通知する。ただし、緊急性を有する場合はこの限りではない。

(2) 雨天時採水の検体については、当日引き渡しを依頼する。

令和 7 年度実績：6 回/年 （項目：pH、BOD、COD、SS、大腸菌数）

(3) 引渡し場所

守口市下水終末処理場

（守口市南寺方東通 1 丁目 7 番 7 号）

を原則とする。ただし、変更のあるときは、事前に連絡する。

6 検体の保存及び分析の方法

- (1) 検体の保存は、下水道法及び水質汚濁防止法に記載された方法により分析項目ごとに適切に行わなければならない。これらに記載のない項目は、日本産業規格 K0102 等に定める保存方法によること。ただし、法律等の改正があればその改正によること。
- (2) 分析方法は、下水道法、水質汚濁防止法及び大阪府生活環境の保全に関する条例に定める方法により分析項目ごとに適切に行わなければならない。ただし、法律等の改正があればその改正によること。
- (3) 前各号の保存及び分析方法については、全ての項目について自社で行い再委託をしないこと。ただし、事前に協議の上、本市の承認を得た場合は、この限りではない。

7 報告

- (1) 引渡しを受けた検体については、速やかに分析を行い、原則として 14 日以内（ダイオキシン類は除く）に当該検体の分析結果を計量証明書として提出すること。ただし、祝日・休日が複数回含まれる等の事情により難しい場合には、本市担当者に報告し、可及的速やかに提出すること。
- (2) 分析結果が、下水道法及び守口市下水道条例に定める下水道排除基準を上回る場合は、速報値として早急に本市にその結果を報告すること。
- (3) 下水道課が、採水時に指導上必要と考えられる分析項目については、当日又は翌日に分析結果を速報値として市に対し報告するよう求めることがある。
- (4) PRTR 届出にかかる項目については検出下限以上、定量下限未満の報告を求められることがある。

8 委託の頻度

分析の委託は、

工場等からの排水・・・・・・・・・・毎月 2~4 回程度不定期

下水終末処理場・・・・・・・・・・毎週 1 回

を原則とする。ただし、委託する総量は変更があるものとする。この場合において各分析項目の単価については変更しない。

9 委託料の請求及び支払い

委託料の請求は、業務完了（計量証明受理）後、本市指定の請求書をもって行うものとし、支払いは当該請求後 30 日以内に行うものとする。

10 年間予定分析項目数

予定分析項目数は、「令和 8 年度予定分析項目数」、「令和 9 年度分析予定項目数」のとおり。ただし、予定分析項目数について、本市は発注義務を負わないこととする。

11 協議

本仕様書に定めた事項について疑義が生じた場合、本仕様書に定めのない問題が生じた場合は、本市担当者と協議を行いその指示に従うこと。